

作 業 名		賃金又は料金 ()内は前年度との増減		適 用		
人 力 作 業	農繁期作業 田植え・収穫	1,015円 (+ 25円)		1時間当たり		
	一般作業	948円 (+ 40円)		〃		
	剪定作業	1,930円 (+ 40円)		〃		
	袋掛け作業	948円 (+ 40円)		〃		
動 力 作 業	トラクター耕うん	1回目	11,640円 (+ 430円)	10a当たり	基盤整備していない田、5a未満の田及びワラを入れた場合は、それぞれ料金を加算する	
		2回目	9,670円 (+ 350円)			
	すき起こし	11,420円 (+ 420円)		10a当たり		
	代かき作業	9,750円 (+ 470円)		10a当たり	※圃場条件・作業の難易・土質・圃場の大小等により料金を加算する	
	田植え機	苗付	39,480円 (+1,310円)			10a当たり (苗箱施肥代は別途)
		田植えのみ	12,270円 (+ 400円)			
		苗のみ(1箱)	1,120円 (+ 30円)			
		苗運搬費	1,600円 (+ 40円)			
	自脱型コンバイン	ワラ切断	25,840円 (+ 870円)			10a当たり
		ワラ結束 運搬費	26,800円 (+ 900円) 2,010円 (+ 50円)			
バインダー	12,390円 (+ 420円)		10a当たり (結束ひも付)	倒伏、湿田の場合は20%増し		
ハーベスター	10,450円 (+ 350円)		10a当たり (機械1人付)			
バックホー	4,400円		1時間当たり (オペレーター付) (運搬費別)			
スピードスプレヤー(散布のみ)	3,950円		10a当たり			
ワラ切断(カッター)	3,550円		1時間当たり			
乗用草刈機	3,300円		10a当たり			

※最低賃金の改定により人力作業の賃金が長野県の最低賃金を下回ることになった場合は、改定の日から県の最低賃金を標準賃金とします。

◎問い合わせ先 商工農林課農業振興係 ☎82-3111(内線156) 直通75-6207

軽自動車税(種別割)のお知らせ

納付書は5月中旬にお届けします

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車(原付バイク)、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を4月1日現在所有している方に対して課税されます。月割りの課税や還付をすることはありません。なお、軽自動車(二輪除く)は初度検査年月(新車登録がされた日)によって年税額が異なりますのでご注意ください。

軽自動車 (家用)	年税額		
	平成27年4月1日以降 に新車新規検査を受け た車両	平成23年4月1日から平 成27年3月31日まで に新車新規検査を受けた車両	平成23年3月31日ま でに新車新規検査を受 けた車両
四輪貨物	5,000円	4,000円	6,000円
四輪乗用	10,800円	7,200円	12,900円

納税通知書が届かない方へ

令和6年度軽自動車税の納税通知書は5月中旬に発送予定です。5月下旬になってもお手元に届かない場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

口座振替による納付の方へ

令和5年1月から軽自動車納付確認システム(軽JNK S)を利用して、軽自動車検査協会に納付状況を確認できるようになりました。これにより、納税証明書の提示が原則不要になりましたので、毎年6月中旬に発送していた軽自動車納税証明書の発送は令和4年度で終了しました。ただし、納付期限(5月末)から6月中旬の間に自動車検査登録制度(車検)を予定している方は、納税状況の確認に時間を要する場合がありますため、下記問い合わせ先で納税証明書を取得してください。なお、小型二輪車については、上記システムの対象外ですので、納税証明書を発送します。

◎問い合わせ先 総務課税務係 ☎82-3111(内線143) 直通75-6206

